

## 本籍地記載不要について

平成29年4月1日から労働安全衛生規則等の一部改正により本籍地の記載が不要になります。

上記の改正にもとない、当支部の各種講習会の申込書に本籍地の記載欄がありますが、平成29年4月1日以降の申込書には本籍地の記載が不要となります。

1. 当支部の各種講習会の申込書の本籍地記載欄を削除してものを、4月上旬に送付させていただきます、(公社)東基連会報と一緒に送付させていただきます。
2. 当支部ホームページの「講習会・研修会のご案内」のものについては、4月3日に全て、本籍地記載欄を削除したものと再替えを行います。
3. 今後発行します「修了証」には本籍地が記載されません。また、紛失などでの再交付の際も本籍地の記載は不要となります。
4. 当支部ホームページの一部を改善させていただきます。
  - ① 講習会・研修会のご案内は、スクロールすることで全ての講習会・研修会の案内の内容が確認できるようになります。
  - ② トピックス欄を新設しました。支部からの重要なお知らせなどがトップページでご覧頂けます。